



(注 1)

- ① 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域…… $\frac{4}{10}$
- ② 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域(高層住居誘導地区は別に定める)…… $\frac{4}{10}$ (指定する区域 $\frac{6}{10}$)
- ③ その他の建築物…… $\frac{6}{10}$ (指定する区域 $\frac{4}{10}$ または $\frac{8}{10}$)